

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

富田林市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年富田林市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の富田林市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定を適用する。

富田林市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年富田林市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（勤務時間の割振り）</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）とする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時の範囲内で（休憩時間を除く。）、別に定める時間の割振りとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（勤務時間の割振り）</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時の範囲内で（休憩時間を除く。）、別に定める時間の割振りとする。</p> <p>2・3 （略）</p>